

第一 創立後の十年

一、発足・草創期の活動

経済同友会は、昭和二十一年四月三十日、東京丸ノ内の日本工業倶楽部における創立総会をもつて、その歴史的な第一歩を印したのである。

戦後混乱の時代において、それまでの財界の支配層は、経済民主化の潮流におし流されて、財界の表面から姿を消し、新しい財界は新しい財界人によって再建されねばならなかったのである。この時、この歴史的役割を積極的に背負つて立とうという若い意気に燃えた面々が、経済同友会結成の主導的勢力となつたのであるが、それは重要産業協議会の会合に顔を列ねていた中堅経営者層と、工業倶楽部の会派である火曜会所属の二世財界人たちを中心とし、そのオルグ的役割を果たしたものは、実質上、郷司浩平であつた。この時、同友会結成準備に精力を傾けたのは、つぎのグループである。

諸井貫一、青木均一、桜田武、大塚万丈、藤井丙午、堀田庄三、野田信夫、永野重雄、川北禎一、鈴木治雄、鹿内信隆、郷司浩平、帆足計

これらは東京財界の代表であるが、関西財界からも、呼びかけに応じて、次の人々が同調して、結成に力をいれた。

岩井雄二郎、栗本順三、牛尾健治、川勝伝、鈴木万平、松本幹一郎、麻生太賀吉

初代の代表幹事（当時は「当番幹事」と呼んだ）になった諸井貫一は、同友会の性格と役割について、こういつていた。

「経済同友会は進歩的な中堅経済人の組織である。どこまでも生産を基盤とし、経済職能人としての立場から経済再建の諸問題を研究し、これを経済政策の立案にまで高めていくようにすべきである。また我々会員は相互に啓発しあい、同志的結合を固くして目的に邁進したい」

「若くて進歩的な」という同友会の一貫した性格は、この時はじめて設定されたのであり、また同志的結合の強さは、この時はじめて全会員の胸底深く期せられるところとなつたのであつた。

世話人会によつて選ばれた第一年度の幹事はつぎの通りであり、五月八日には第一回幹事会が開かれた。

青木均一、磯村乙巳、岩井雄二郎、牛尾健治、大塚万丈、金井寛人、川勝伝、川北禎一、栗本順三、小池厚之助、郷司浩平、桜田武、鹿内信隆、島田藤、清水康雄、鈴木治雄、鈴木万平、武富英一、寺田栄吉、永野重雄、野田信夫、萩尾直、藤井丙午、帆足計、堀田庄三、松本幹一郎、森晁、諸井貫一、渡辺忠雄

インフレの破局的昂進、労働攻勢の異常な高まりの前に、政府も経営者も、ほとんどなすすべを見出だしかねていたのが、当時の一般的な情勢であつた。労働組合が経営権を奪い、生産を組合の管理のもとにおく「生産管理」という非合法なことが、各所で行われていた。また戦時利得の処理と国家財政の健全化のために「戦時補償」を打ち切るといふ方針が、政府から打ち出されていた。つまり経営者は、労働攻勢による重大な経営権侵害と、政府の戦時補償打ち切りによる企業経理の決定的な打撃という、両面の圧迫の前にひるんでいたの

あつた。

したがつて、経済同友会の仕事は、この向背の圧力に対して、これにどう処するかの態度なり考え方を研究することからはじまつたのである。しかも、一面「考える」経済団体であることを標榜していた経済同友会は、こうした具体的問題に取り組む前に、まず日本経済の現状認識の確立に手をつけたのであつた。すなわち五月八日初の幹事会で、諸井当番幹事の發議により、外務省調査局特別委員会作成になる「日本経済再建の基本問題」をテキストにして、研究することとし、さらに具体的な問題の検討については「労働問題研究」と「補償打ち切り対策研究」の二つの委員会をつくつた。前者は野田信夫、後者は堀田庄三が、それぞれその委員長に推された。そして「労働問題研究」の委員会は、当然のこととして、まず「生産管理」の研究に焦点を合わせたのである。

まず生産管理については、当時「企業経営者中には生産意欲の低調なもの、経営の改善に無関心のものがあることは事実であり、したがつて、このような企業で、罷業、怠業を行つても争議手段として有効でない」との認識から「現在の特殊事情からみて、生産管理を全面的に否認することは必ずしも適當でない」との結論に達した。そして、その対策としては

- 一、通常の業務を通常の経営者が行う方法によつて継続する限り、業務と生産を一時的に従業者の手で行うことについて、官憲は干渉を差し控えること。
- 一、生産管理に暴行、脅迫、不当な財産処分がともう場合は、その個々の行動について取り締まりを行う。
- 一、生産管理が行われるにいたつた場合、使用者側は労働委員会に通報すること。

以上の三つの態度で処することを主張した。これは七月上旬の案であるが、それより一カ月前の六月十三日、吉田内閣は「社会秩序維持声明」で「生産管理を合法と認めず」という公式の見解を表明していたので、七月十日、この委員会案を上程した幹事会では、激しい論争が行われ、結局、発表を見合わせるにいたつた。この委員会案は、非合法的な生産管理を一応認める立場にあり、経営者としては批判の余地のある態度であつたといえるが、当時の実情からすれば「経営者が企業を放てきして逃げてしまつたような事例もあつたので、物資欠乏の際、とにかく生産をあげるため「善意」の生産管理はやむを得ぬだろう」といつた現実的な考え方に立脚していたともみられるのである。「進歩的」であることをもつてその特色としていた経済同友会の進歩性は、観念的なそれではなく、あくまでも現実的、合理的の線のうえに立つ進歩性であり、これこそ経営者の進歩性の本来的なものだとみてよからう。

国家補償の打ち切りについては、占領政策の命ずるところにより、その大筋はすでに決められていたのであつた。すなわち昭和二十年十一月GHQは「日本人のすべてに戦争はもうからないことを示すために、昭和二十一年中に戦時利得を排除する法案を議会に提出する」ことを日本政府に命じたのである。吉田内閣は、この命令にしたがい、二十一年八月の閣議で戦時補償全面打ち切りの方針を正式に決定してしまつた。

経済同友会の委員会では、当初「打ち切り反対」の線で研究していた。それは、当時財界でも、水ぶくれした「擬制資本」は切りすてた方がよいことはわかつていたが、これを急激に実施すれば大企業は忽ち破産に頻し、銀行資本にも決定的な打撃を与え、ひいては信用制度の基盤をゆるがすことになりかねないことを心配した

からであつた。したがつて委員会は、政府の方針が決定してからも、その及ぼす影響を最少限度に食いとめるよう、善後策を要望するという態度で検討を続けたのである。そして七月十日「国家補償処理に関する声明」を決め、十一日発表した。これが、経済同友会の発表した意見書の最初のものであつたのである。

「声明」は「政府はこの未曾有の大外科手術を、果して社会的、経済的秩序を混乱せしめずして断行できる自信と具体的な方策を用意しているであろうか」と問い、つぎの問題点をあげた。

(一) 補償打ち切りによつて債務が支払えなくなつたために整理される企業は、必ずしも今日の日にとつて役に立たない企業ではない。これをどうして生かしていけるか。

(二) 企業整理の結果はうり出される大勢の失業者を救う計画を持つているか。これをすてておけば社会不安と思想の混乱を来すであろう。

(三) 信用組織の破壊を防ぐために、間違いのない手を打つべきだ。

この要望は、きわめて適切であつたので、政府は国家補償打ち切り実施にあつて、会社経理応急措置法、金融機関経理応急措置法の施行、企業（金融機関）再建整備法の施行など一連の法的措置により、企業ならびに金融機関が補償打ち切りによつてうける損失を一定限度に食いとめることに留意したのである。

国家補償の打ち切りによつて、企業整備の結果、多数の失業者が生ずる見通しが濃くなつてきたので、労働問題研究委員会では、七月末ごろから「失業対策」の検討をはじめた。

この対策検討に当つては、すでに生じた失業者をどう救済するかという立場からではなく、企業の再建合理化

の過程で失業者を出すべきかどうかという基本的な立場から考えられたのであつた。当時「生産管理」を政府が否定するにあつて「労資問題の解決は経営協議会で行う」との線が打ち出されており、中央労働委員会も七月十七日「経営協議会指針」を答申していた。そこで同友会の労働問題研究委員会でも、この「経営協議会」の思想をとり入れ、そのまとめた「失業対策に関する意見」では、「経営協議会の活用によつて、出来るだけ失業者を出さないような方法で合理化を行い、どうしても失業者を出さねばならぬ時には、労使合意のもとにこれを行う」という考え方が謳われていた。すなわち「意見」の基本的態度はこうであつた。

一、現在の情勢では、企業合理化の犠牲は第一に資本家、つぎに経営者が負担し、労働者の犠牲は最後におくべきで、資本効率の確保よりも雇傭を重んずべきである。

一、労働組合もただ人員整理反対を叫ぶだけでなく、経営協議会を通じて民主的に、経営の合理化、労働の生産性の増進を実現することに積極的態度をとるべきである。

つまり労働者の生活権尊重を前面に押し出しつつも、労働者の建設的努力をも要望するという線のものであつた。しかし、この「意見」案が十月九日の幹事会に提出されるや「再建の障害の根本は労働者が働かないことにある。むしろ失業者を思いきつて出し、そのうえで失業者は失業者として救済していくことが必要だ」というオートドックスな資本主義思想に立つ有力な反対意見も出で、ついに決定は持ちこたれるにいたつたのである。當時の財界の考え方における二つの潮流の食い違いを物語るものである。なお、この「意見」における企業合理化の犠牲をこうむる順序として資本家、経営者、労働者と並べたことのように、「資本と経営の分離」という当時

の経済同友会のいわゆる「修正資本主義」思想の一端が現われているとみてよからう。

二、「経済復興会議」の結成

昭和二十一年五月の第十七回メーデーを中心とする無秩序な大衆示威の波状攻撃は、ついにGHQの労組運動に対する直接干渉となり、また吉田内閣も従来と打つて変つた強い態度でこれに対処することとなつたが、このころを契機として、戦後発展してきた労組運動は大きく分裂するにいたつた。すなわち八月一日には日本労働総同盟が第一回全国大会を開き、ついで同月十九日から三日間、全日本産業別労働組合会議の結成大会が開かれた。つまり総同盟と産別の二大全国組織が生まれたのであつた。そして産別指導のもとに「十月闘争」が企てられ、これはゼネスト態勢にまで昂揚されていく勢いにあつた。

ここにおいて経済同友会は十月十九日、緊急幹事会を開いて「最近の労働争議に関する見解」を採択し、発表したのである。そこではつぎの諸点が強調された。

一、現情勢下の労組は、階級的立場よりも勤労者としての生産者の立場に、より以上の重点があることを再認識し、罷業権の行使については組合員の深甚なる反省を促したい。ましてゼネスト決行に先き立ち十分に合理的な手段をつくさずして、ストに突入するにいたつては、労組の健全な成長を阻害するものである。

一、しかしながら今次ゼネストの根本原因として深刻な生活不安があるという事実を看過し得ない。政府は民

生安定のための手を打っていない。政府はこの事実を卒直に認め施策を進めるべきである。

一、我々は日本経済復興の任務が勤労大衆の双肩にかかっていることを認める。しかしそれは階級的な意味における労働者のみを指すのではない。広義の勤労者、即ち企業経営陣を含めた勤労者によつてのみその実現を期待しうる。

一、総同盟、産別の企図する産業復興運動は結構である。しかし、その根本的態度は、生産の面においてはどこまでも企業権を尊重し、経営者と協力関係に立つことに徹しなければ必ず失敗することを警告したい。組合が日本経済の実情に即した合理的立場をとる限り、我々も欣然これらの復興運動に協力する用意がある。

この「見解」は、さきの「生産管理」および「失業対策」についての意見にみるような「企業権の後退」から脱却して、はつきりと産業復興の前提としての企業権の尊重を打ち出している点において、大きな特色を持っているのである。ここに同友会は、明確に、「経営者」の立場ないし役割を自覚し、その存在意義を「労働」の前に高く主張したのである。そして左翼労組のいう「階級的な民主化」に対して、「経営者」の立場からの「建設的な民主化」を強調したのであつた。そして、当時、総同盟および産別の両労組から提唱されていた産業復興運動に「経営者」も融けこんでゆき、相協力してこの運動をよりあげていこうと呼びかけたのである。もちろん、繰り返すまでもなく、ここでは「企業権の尊重」が前提条件として示されていたのである。

経済復興会議結成への契機は、こういうところにあつたのである。そして、この同友会の呼びかけに、まず応じたのは総同盟であつた。同友会は十月十九日の「見解」発表のあと、復興運動を推進するにあたつては「経

営者の企業権を確立するとともに、労働者の役割もまた正当に評価し、尊重する」という態度で臨むことを申し合わせていた。かくて総同盟は十月二十六日、傘下の労働団体、経済団体、技術家団体、官庁方面を招き「経済復興運動打合せ」を開いた。同友会からは郷司浩平、帆足計両幹事が出席した。この会議では、名称を「経済復興会議」とすることとし、各界から準備委員を出すことを決めた。そして十一月四日、経済同友会から永野重雄、野田信夫、帆足、郷司、総同盟から高野実、松本健三、それに全日本労組統一協議会から三田村四郎が加わり労使の懇談会を開いた結果 (一)基本方針として労使はあくまで対等の立場で協力し、互に経営権と労働権を尊重すること (二)産別に対しては、この運動の全体性にかんがみ連携を保つこと、を申合わせた。

十二月六日、東京日本橋の東洋経済新報社内経済倶楽部で総同盟、日労会議、経済同友会共催のもとに経済復興会議準備委員会の初総会が開かれた。産別からはオブザーバーが出席した。ここで承認された「経済復興会議結成に関する声明」では、崩壊の危機に頻する日本経済を復興する原動力としての労組の努力と責任を認めるとともに、経営者と労働者の自主的協力の体制を確立することが産業復興の最も重要な前提条件の一つであることを強調、経済復興のための一大国民運動の展開を宣言しているのである。

しかし、この運動の推進にあたって、終始問題になったのは産別との関係であった。郷司は「産別のような異分子を入れたのでは、この運動は役に立たない」という意見であったが、日産協方面では「産別を入れなくては無意味だ」との考え方が有力であり、ついに十二月二十三日、産別の正式参加を了承することとなり「了解事項覚書」が交された。これには「経営権と労働権の確認」「労使の意見対立については、協議による協定の実現を図

る」旨が明記されていた。しかし、この覚書交換と同時に、産別は「産業復興の実効は会議などによるだけでなく、ストライキその他の大衆運動を背景として期待できる」とか「産業復興は経済運動に止まらず、政治運動への展開が予想されるが、我々は積極的にこれを推進する」など、早くも、経復会議を「闘争の場」とする意図をおおむねのような声明を発表したのである。

このような異様な空気をはらみつつも、とにかく二十二年二月六日、丸の内交通協会公館で経復復興会議結成大会が開かれた。十六団体代表五百名が集まった。「生産復興はわれらの手で」「インフレと闘の根源撲滅」「働くものの生活安定」などのスローガンが、会場正面に掲げられた。参加団体は、労組側は総同盟、日労会議、産別、炭労、国鉄、全造船、海員、全官公労の八団体、経営者側は日産協、関経協、関西経協、同友会のほか鉄鋼、石炭、化学、繊維の各業種団体の八団体であつた。GHQリーダー工業課長の祝辞もあつた。労使協力の復興会議のスタートは、まことにはなやかであつたのである。

これに続いて二月五日には全国石炭復興会議、三月三日には全国鉄鋼復興会議が結成された。しかし、経復復興会議は、いざ動き出そうとすると、これを闘争の場としようとしていた産別に妨害され、何ら積極的活動をなすことができないありさまであつた。そこで経復同友会は、当初の構想にもどつて、産別を除外し、総同盟との協力のもとにこれを推進しようとしたが、これが契機となつて、経復会議はついに、二十三年四月解散のやむなきにいたつたのである。すなわち四月二十八日、経復会議の第四回中央委員会は丸の内旧帝銀講堂で開かれ、経復会議を改組するか解散するかについて意見が闘わされた。同友会および総同盟は「今後の産業復興運動は、業

種別、地域別の復興會議を基幹団体とし、中央機関は、これら基幹団体の活動の連絡、調整を任務とするにとどめる」との方針のもとに、従来の中央集権的な経復會議の解散を主張した。これに対し、産別はあくまで、「存続、改組」論で対抗したが、ついに郷司浩平は経営者側三団体を代表して、決定的に「解散」を主張、麻生太賀吉議長は直ちに閉会を宣して、ここに経復會議は事実上、解散されたのであつた。

三、「経済民主化」の研究

経済同友会は、その実践的活動面において、経済復興會議を労使協力のもとに、二十二年二月発足させたが、ちようどこれと相前後して、理論的な研究活動として「経営形態の民主化」をとりあげたのであつた。大塚万丈を委員長とし、高宮晋東大教授を主査とする「経済民主化研究会」が組織されたのは、二十二年初頭であつた。大塚万丈は当時早く「修正資本主義」を唱え、「資本と経営の分離」を主張していたが、彼が当時、経済同友会の代表幹事をやつていたことによつて、この「修正資本主義」は、当時の同友会の一貫せる指導精神であるかの印象を、一般に与えていたのである。もつとも、戦後数年の間は、わが国の経済体制において「資本」の立場は著しく後退し、これを担うものとしての「経営」の立場が、とくに「労働」に対抗して強く前面に出ていたのであるから、その「経営」を担当するものの根底に抱く考え方は、どうしても「修正資本主義」的になるのは無理からぬことであり、また、それが時代の潮流にそうものでもあつたのである。したがつて、大塚万丈の修正資本

主義も、後に、すなわち「資本」が本当にその所を得る時代にいたつては批判される立場におかれたものの、その当時においては、なんといつても同友会の指導精神としての地位を主張することもできたわけなのである。

ともあれ、二十二年一月二十七日、経済民主化研究会は第一回会合を開き「企業形態の民主化」を研究の重点としてとりあげることを決めた。そして研究会は、当時同じく経営形態の民主化案を考えていた東芝労組や電産労組あるいは石井照久東大教授などから、参考的な意見もきき、検討した。こうした準備段階を経て、大塚万丈は関経協の機関誌「経営者」の二十二年三月号に「経済民主化とその具体策」という論文を発表、以後はこれを中心に本格的研究を進めることになった。

大塚論文は――(一)株式企業における民主化 (二)経営協議会制度の前提としての資本と経営の分離 (三)資本と経営の分離に関する具体的方式 (四)経営協議会の性格と構成 (五)経営協議会制度と資本の立場 (六)経営者の選任を内容としていた。その主張するところは「株式企業の民主化は経営協議会制度を中核として行うより外にない」との前提に立ち、しかもその経営協議会は「資本と経営の分離なくしてはあり得ない」とする。そして、その具体的方式として「許し難いのは資本家がその一方的意思によつて、社会的生産の場である企業を、利潤追及の場たらしめることである」との立場から「企業における執行機関を専ら経営専門家のみによつて構成せしめ、監査機関を資本家によつて構成せしめる」といういき方をとつている。大塚論文は、さらに労働者にも経営者と同じく、経営協議会における票決権を握らしめることによつて、その全幅的な責任と協力とが確保できるとし、こうした「資本、労働、経営の三者鼎立」の形における「相互牽制作用」が、たがいとその独善を防止し、企業経営の万

全を期することができるとしているのである。

研究会は、大塚論文を検討のうえ、七月一日、研究会案としての「企業民主化試案」を作成した。

この案は大塚論文の案をさらに前進させたもので、つぎの諸点がおりこまれていた。

一、企業の所有関係の民主化を明確にしたこと。二「企業財産は経、労、資三者の共同運営する企業体たる法人の所有とする」という建前をとり事実上の「共有関係」をつくり出そうとした。そして、この所有関係を「協同有」と名づけた。

二、「企業総会」の新設。大塚論文では、経営協議会に株主代表を加えて、そのままこれを企業の最高意思決定機関としようとしたが、これでは経営協議会は「執行補助機関」に過ぎなくなるので、新たに経、労、資三者代表が構成する「企業総会」制度を新設、経営協議会はその下にある執行補助機関とすることとした。そして企業総会が、企業代表者の任免、企業目的の決定、変更、基本的な経営方針の策定、重要な企業財産の処分など、企業の最高意思を決定することとしたのである。

三、最低保障制度の確立。この制度下では株主はもはや従来のような意味における企業の主人公ではなく「企業の構成分子の一員として、経営者が経営を提供し、労働者が労働を提供すると同じ意味で、資本を提供する」のであるから、利潤のあがった場合は、これを三者間で平等原則によつて分配しなければならぬ。このために資本に対しては少くとも「金利に相当する代価」を支払うが、これと同じ意味で、経営および労働者にも、生活を維持する給与を保証することとした。

なお、この「民主化試案」は、その企業体制のもたらす利点として、勤労意欲の昂揚、争議の減少、富の均分化、大衆資本の動員の諸点をあげている。

この「試案」は、二十二年八月五日の幹事会に提案されたが「同友会全員の賛成で出すところまで熟していない」との理由から、「経済民主化研究会」の「試案」という形で世に問うこととなつたのである。経済同友会はどうして、この「進歩的」な企業民主化案を全面的に受け入れなかつたか。それは、当時この案を批評した向坂逸郎氏のつぎの言葉に、よく表現されている。

「この案はあまりに荒涼たる敗戦経済の現状に即しすぎ、却つて現在の窮状に幻惑されて長い見通しを失つてゐる感がある。資本所有に對するこのような制限が、相対的安定期に入つた後も、果してよく満足されうるであらうか」

四、「危機突破」から「経済自立」へ

大塚万丈が「企業民主化」の研究を進めていたのに平行して、諸井貫一は「危機突破」のための基本的な経済政策の検討に努力していた。すなわち、二十二年二月五日の幹事会で、諸井貫一を委員長とする「危機突破対策委員会」が新設され、当面の経済危機を克服するための政策を研究することになつたのである。

当時、吉田内閣の石橋蔵相はインフレによる増産によつてインフレを克服しようと、いわゆる「傾斜生産方

式」を打ち出し、鉄鋼と石炭の増産を目指して財政資金をさかんに投入していたのであった。しかしインフレの脅威は現実生活不安、企業經理の混乱をもたらし「三月危機」を訴える声がいよいよ高くなつてきていた。一方、占領当局においても、米ソ間の微妙な展開から、対日政策を「非軍事化」から「経済再建」に、その重点を転換してきており、政府に対しインフレ収束を強く要望してきていた。このような内外の情勢から、「危機突破」対策の必要は、政府は勿論のこと、経済界および労組からも唱えられていたのである。さきに述べた経済復興会議が、その内面的矛盾にもかかわらず、なんとか結成にまでこぎつけようと努力されたのは、こういう経済的背景があつたからなのである。

経済同友会の「危機突破対策委員会」のメンバーは、諸井委員長のほか、つぎの通りであつた。

青木均一、川北禎一、木内信胤、郷司浩平、桜田武、鈴木治雄、永野重雄、二宮善基、野田信夫、藤井丙午、藤本輝夫、堀田庄三、水野成夫

この委員会は二月十五日、つぎのような骨子の試案に到達した。

- 一、速かに生産を回復するため、基礎産業については重点生産、集中生産を行う。
- 一、重点融資を行う。
- 一、生産者価格の改訂によつて、資本蓄積を図るとともに、勤労者の生活安定を確保する。
- 一、輸出工業については、実績にリンクする資材、原料の割当てを行い、自由競争による生産刺激を図る。
- 一、基礎物資以外の産業については、自由競争による企業整備を促進する。

この試案は、物資および資金の不足な時代において、基幹産業の復興優先という前提のもとにつくられた印象が強いが、果たして、重工業と軽工業あるいは産業と貿易間の意見の調整がつかず、ついに正式の決定をみるにいたらなかつた。また、委員会自体も設置後二カ月で解体された。当時、経済政策の立案がいかに困難であつたかを物語るものであるが、それにしても、この委員会によつて同友会は、「経済政策一般」をつねに考えていくという性格を、この時はじめて自らに植えつけたのであつた。この意味から、この危機突破対策委員会の役割は、同友会にとつて歴史的のものであつたといつてよい。二十二年四月一日開かれた第一回定時総会で郷司事務局長は、運用方針について「つねに研究を怠らず、刻々の問題につき会の意見を用意しておき、随時これを政治に反映せしめるようにしたい」旨を強調したが、その行き方の具体的第一歩が、この委員会で踏み出されたのだといつてよい。

しかし、厳密にいえば、この危機突破対策委員会の活動は、郷司の考え方のうちの前段すなわち「政策の研究」だけを実行したにとどまり、これを政治に反映させるまでにはいたらなかつた。そして、この両面を一貫して実現したのが、五月十四日、組閣難航中の片山内閣に対して投げかけられた「新内閣組閣に際しての要望」であつた。これには勿論「危機突破対策」における検討が大いに参考になつたことはいふまでもない。

「要望」はまず「終戦後二年にわたる虚脱混乱の時代を経て、いまや国民の志向はようやく祖国再建の目標に統一されんとしているかにみえる」とし、ついで「我々は経済界の第一線を担当するものとして、現下危機突破の骨格となるべき重要点に関する見解を示して参考に供したい」とて、つぎの施策を要望したのであつた。

(一)総合経済政策の確立 (二)統制方式の再検討 (三)財政の均衡化 (四)物価体系の再編成 (五)失業対策の急速樹立
(六)生産体制の整備 (七)金融通貨政策

そして「要望」は最後に「この際、広く国民大衆の協力を求め、官民共同して民主的に難局打開にあたる挙国体制の確立が必要である」として「国民運動の展開」を提唱したのである。そして運動の具体的テーマとしては、生産再開、物価引き下げ、ヤミ撲滅、貯蓄奨励、国民道義の昂揚をあげた。ちょうどこのころ経済復興会議が結成されて間のないころであつたし、経済同友会は、こうした政策的裏づけのもとに、その実践を政府のみならず、経復運動にも期待していたのにながらなかつた。

二十二年八月十五日からは制限付の対日民間貿易が再開されることになり、この動きを前に、経済同友会貿易海運部会は「貿易再建方策の提案」を発表、「赤字貿易の形の不安定なクレジットを正式のクレジットにきりかえ、また私的クレジット導入の途も開放し、本格的民間貿易にそなえたい」旨を要望した。

一方、賠償関係において、二十二年二月来日したストライク調査団が、米国の対日占領政策の転換から、さきのポレー報告よりも緩い線の報告を出すだろうとの予想が強かつたのに対応して、貿易海運部会は七月三日「海上輸送力の緊急増強に関する提案」つづいて九月十七日「海運再建についての建議」を発表、日本の立場を強く訴えた。

産業再建の基盤を固めることを大きな目標として登場した片山内閣は、組閣早々の六月十一日「経済緊急対策」を発表した。これは生産の量を拡大すること、生産と流通を計画的に行えるような経済の秩序を確立するこ

と、実質賃金の充実を中心として物価と賃金の悪循環をたちきることを主眼とし「流通秩序の確立」を大きな旗印としたものである。この線にそつて七月五日には「新物価体系」が発表された。この物価政策は「原価をつぐなう公定価格」によつて拡大再生産への転機をつかむことを狙い、そのために価格差補給金を思いきつてつきこみ、また生産増大のためには復金融資がふんだんに行われた。その結果、専志とちがつて、インフレはますます急速に昂進したのであつた。

こうした情勢下にあつて、経済同友会も、長期的な視野に立つ経済再建策を研究することになり、十月一日「経済調査会」を設置した。大塚万丈が会長となり、委員はつぎの通りであつた。

桜田武、加藤威夫、島田藤、金井寛人、東海林武雄、木内信胤、竹内俊一、工藤昭四郎、二宮善基、郷司浩平、堀田庄三、酒井杏之助、水野成夫

この調査会がとりあげようとしたテーマは (一) 国際経済に本格的に参加するための基礎的準備の研究 (二) 貿易、為替、国際収支の対策 (三) 政府の経済再建長期計画の検討 (四) 産業組織の新建設対策 (五) 産業の合理化、能率化対策 (六) 資金対策 (資本の蓄積、外資導入等を中心とする対策) (七) 技術の向上活用対策 (八) 流通秩序再整備の過程 (九) 失業対策 (十) 物価、賃金対策 の十項目であつた。

同友会がいかに意欲的に、広範な問題に取組もうとしたかがうかがえるわけである。そして、調査会は約半年にわたる検討のち、二十三年五月二十七日「日本経済自立化に関する基礎調査」を発表した。これは「経済自立の目安を国際収支の均衡におく」ことを前提とした科学的な作業の結論であつたのである。

「経済自立」が、当面の経済政策の大きな目標として浮かび上がり、そのための誘い水としての外資の導入が、四囲の情勢から有望になつてくるや、経済界では外資導入論がさかんに唱えられはじめた。経済同友会でも、十二年十月十日金融経理部会で「外資導入対策」をとりあげることとなつた。そして四カ月にわたる検討ののち「民間外資導入促進に関する意見」を決め、二十三年三月二十三日第二回通常総会の決議の形で発表した。ちょうど、このころ三月十日、片山内閣総辞職のあとをうけた芦田内閣が成立し、組閣後の第一声で「外資導入による経済再建」を打ち出していたのであり、まさに時宜をえたわけである。

同友会の「意見」は (一) 経済再建における民間外資導入の緊要性 (二) 民間外資流入上の隘路打開 (三) 民間外資導入に対する希望条項 の三つの線にそい、実際に即した意見を率直に述べたものであり、とくに「まず窓を開き、一方、国内的障害は速かにこれを除き、外資の流入を助長推進すべきだ」ということを強調していた。

五、外資 入体制の整備

昭和二十二年初頭から、その兆候をみせていた米国の対日政策転換は、二十三年に入つて、いよいよ、はつきりと現実的な形をとつてきた。すなわち一月六日、ロイヤル米陸軍長官はサンフランシスコで「日本を極東の工場に育てあげねばならぬ」と公言した。彼はまた「財閥の解体が、日本の自立を妨げている」こと、「ある程度

大量工業生産が行われぬ限り、日本には経済的赤字が続く」こと、したがって「日本産業の能率に不当な妨害を及ぼさぬところで、集中排除を停止せねばならない」ことを強調した。ついで一月二十一日には、極東委員会米国代表マッコイ少将は「対日政策のつぎの段階は、総司令部の監督のもとに、出来るだけ速かに日本が自立しうるような計画を樹立して、その実現に当らねばならぬ」と言明、さらに「日本における平和産業の生産を増大させ、自立経済への発展を援助するための資金提供案について、米政府は近く議会で論議をはじめらう」と述べた。

さきに記したように、芦田内閣が組閣早々、外資導入を政策の大きな基軸にすえたのは、このような情勢においてであつた。すなわち、芦田首相は初の声明でこういつた。

「新内閣の重要使命は、外資導入による経済再建と対外信用の回復にある。……四開の情勢は、従来に比し多量の物資輸入を期待しうる画期的な時代にあると思う。……日本国民はこの連合国の好意に値するだけの自力更生に努力し、……導入さるべき外資を十分に活用するだけの受け入れ態勢を予め確立せねばならぬ」

そして首相は、その受け入れ態勢確立のための第一の要件として「インフレ克服のための生産増大」をあげ、さらに、生産増大の前提としての資本蓄積と経営合理化を強調したのであつた。

三月二十一日には、賠償の緩和を内容とする「ストライク報告」が発表された。続いて五月十八日には「ジョンストン報告」が発表されたが、ここでは「米国は現在日本の再建を援助すべきである」という基本的立場から、再建に必要な工場の残置、原料輸入に対する援助、商船保有量の増加、妥当な復興計画の支持を強調し、ま

た財閥解体、集中排除が生産を阻害することのないよう注意する必要を指摘した。この報告にもとずいて、ガリオア、エロアによる対日援助が実施され、日本の経済再建は、米国の効果的な支持によつて、本格的な軌道にのることとなつたのである。

こうした情勢の好転に、経済界は果然活気づき、経済団体としても、はつきりとした活動の目標を見定めることができたのである。経団連は「代表理事」制を「会長」制に改め、日本経営者団体連合会は組織を変更「日本経営者団体連盟」として全国的結束を固め、経済同友会も「当番幹事」制を廃して「代表幹事」制とした。いずれも二十三年三月から四月にかけての總會シーズンにおける体制替えであつた。

経済同友会は四月十四日の幹事会で初代の代表幹事として永野重雄と工藤昭四郎を選任した。また三月の通常總會で決められた「運用方針」では「活動の重点を、経済自立達成に必要な主要問題の研究および対策の樹立、とくに資本蓄積、世界貿易への参加準備、および労働問題におく。中でも労働問題については、安定と進歩をのぞむ立場を明確にして、その線にそつた世論の形成を促す」旨を明記した。

この運用方針は、経済同友会が「資本」の尊重を明確に打ち出すとともに、労働問題においても「安定と進歩」に大きな目安を見出したという点において重要である。それは、経済同友会が、戦後摸索の時期からようやく脱皮し、新しい方向を見出し、経営者の団体としての強い自覚を持つにいたつたことを示すものであつた。

そして、その具体的の第一歩が、五月十五日宇治山田市で開かれた第一回全国代表者会議で踏み出されたのである。東京からは工藤代表幹事のほか大塚万丈、水野成夫、東海林武雄、金井寛人、高見重義、今井一、加藤徳

衛、藤本輝夫、井田与七、水沢謙三、郷司浩平の十二名が出席、大阪からは稲畑太郎、岩井雄二郎、湯浅佑一、川勝伝、菅谷重平、中川路貞治、名古屋から伊藤治郎左エ門、九州から松本幹一郎などが参加した。

この大会における中心の提案は、「インフレ克服対策」(東京)「外資導入問題」(関西)「企業態勢の確立対策」(東京)の三つであった。インフレ克服対策では、当時さかんに論議されていた「安定か、復興か」の立場について、「復興」論に立ち、「インフレ克服は一貫した政策のもとに、漸次不自然、不合理的、不均衡の状態を調査しながら、長期にじつくりとその解決を図るべきである」という見解をとった。また企業態勢の確立に関する決議こそは「経営者の自覚」を明らかに宣言したもので、ここでは「経済再建の近道である外資の流入を期するためには、その事前措置として資本を尊重し、その保護のために諸般の方策を実施する必要がある」との立場から「経営者の責任の自覚」が強調されたのであった。

芦田内閣は、GHQから示された「経済安定十原則」の線にそつて、インフレ収束を経済政策の根本におき、いわゆる「中間安定」の実現のため、金融引締め政策をとった。これは、のちのドッジ・ラインに発展してゆく性格の安定政策の先走りであつたため、産業界は急激な金詰まりに直面することとなつた。ここにおいて経済同友会は七月十六日「産業金融疎通の緊急対策に関する意見」を發表、「産業の深刻極まる資金窮迫は、わが経済の立ち直りに、いまや測り知れぬ打撃と弊害とを与えつつある」とて、その「急速打開」を要望したのであつた。このような経済同友会の安定政策に対する批判は、ドッジ・ライン下の財政金融政策に対しても堅持されたものであるが、経済の実情に足場をおいた経営者の態度としては、当然の反発であつたといふべきである。当面の摩

擦亂を覚悟で、これをのりこえて本格的安定をもたらそうとする政策の立場と、実際に生産を担当し、その円滑な遂行を通じて経済の安定にまでこぎつけていこうとする経営者の立場との相異なのであつた。

また経済同友会は七月二日「貿易機構改革に関する意見」を決め、同二十四日GHQ経済科学局ペーカー顧問に手交した。これは、ジョンストン報告において、日本経済復興のための貿易の重要性が指摘されたのを契機に、高見重義が中心となつて検討したものであつた。この意見書は民間貿易促進のための貿易機構改革の方策を、具体的に示し、その後における実際の施策に、大いに参考に供されたのである。

六、ドツジ・ライン推進期

インフレ収束を使命とした芦田内閣は、昭和電工事件につまずき、二十三年十月総辞職し、第二次吉田内閣が生まれた。日本を極東における工場とするという米国の大きな対日政策は、日本経済の急速な安定と再建を要求していたのであるが、芦田内閣は、本格的安定政策の推進をみる前に退陣してしまつたし、一方、物価と賃金の悪循環はいまだ容易にたちきることはできなかった。十一月には、炭労と電産が、年末闘争において、賃上げを目ざして波状ストを行おうとした。この時、GHQのヘブラー労働課長から、十一月四日突如として示されたのが「企業三原則」であつた。これは、(一)賃上げのために産業を補助する臨時費は、新しい歳入財源が見出された場合に限り、支出することができる (二)賃上げによつて生じた赤字を補填するために、産業に融資することは許されない、(三)一般物価水準の引き上げを招くような賃上げは許されない——の三つの原則を示したものである

が、その前文には、この原則が、すでに十原則で表明された均衡財政堅持の政策と関連するものであることが明示されていた。したがって、この三原則は、インフレの急速な収束を旨とするGHQが、直接手段として具体的に、日本政府にその実施を迫った強行策なのであった。組合側は、それにもかかわらず、十一月十日から波状ストに入ったが、政府は十二日「スト中の石炭企業に対して一切の復金融資を停止するよう」指示をうけ、十五日、その指示は実行された。

十二月十八日には「経済九原則」が示され、折柄年末闘争で行われていた炭労、電産、海員などのストは、年内に相次いで中止させられた。九原則は、その前文において「経済の安定は、日本の経済復興を確実に継続せしめ、またアメリカの国費を最も効果的に使うために、最も緊急を要する必要条件である」との観点から、インフレ収束の必要を強調し、「日本政府はもつと断固たる強力な措置をとらねばならぬ。その方策は、通貨を安定し、健全な為替相場を設定し、予算の均衡を実現し、全般的にみて、貨幣制度に対する世人の信頼を維持することである」とし、今後の政策の方向を明らかにした。二十四年一月総選挙が行われ、国民の信認のうえに立つた第三次吉田内閣が二月十六日成立、このきびしい経済九原則の実行を担当することになった。大蔵大臣は池田勇人である。

これよりさき、情勢の急激な進展に対応するため、経済同友会は十二月二十三日、経済政策審議会を招集、とりあえず「九原則に関する声明」を決定、二十五日発表した。この声明は、九原則を「わが政界、官界、財界、労働界に対する一大警鐘」として受けとり「万難を排して自力再建の決意を固むべきである」と訴えたものであ

つた。そして政府に対しては、とくに企業整備にともなう失業対策に全力を注ぐことを要望し、労組に対しては「初歩的な闘争方針を反省し、生産復興に直結する実質賃金向上に戦術を転換すべき」ことを促し、また経営者自身には、安易な行き方を排し、「あくまで自力保全、資本の再蓄積の態勢を整える」とともに「経営の民主化に熱意を傾ける」ことを呼びかけたのである。

二十四年二月一日、ロイヤル米國陸軍長官一行とともにドッジ氏が来日した。ロイヤル長官は、占領地の行政は「健全なる経済の確立」を基本とすること、九原則の実施には困難をとものうだろうが、成功を信じていること、ドッジ氏がマッカーサー元帥の最高経済顧問となることなどを述べ、経済九原則の背後にある強い線を明らかにした。経済同友会は二月四日、「九原則励行に関する要望」を発表、来日中のドッジ氏および総司令部に提出した。この意見書は、九原則には基本的に賛意を表しつつも「運用如何によつては不測の経済混乱をかもし、かえつてその根本目的に反する危険が少くない」とて、その実施には「緩急よろしきを得るよう」望んだのであつた。意見書はまた「懇願事項」として「極度の窮乏と変態状態にある日本経済の現状では、生産増強に重点をおいた発展的、漸進的経済安定政策をとる」ことを強調し、金融緊縮政策の強行によつて生産が阻害されることのないよう強く要望したのである。このような「生産増強重視」は、ドッジ・ライン推進期における経済同友会の一貫した態度であつたとみてよからう。

ドッジ氏は三月七日の記者会見で、「日本経済は竹馬にのつていようなものだ。竹馬の片足はアメリカの援助、他方は国内的な補助金の機構である」とて、直ちにその竹馬の足を縮めることの必要を説いた。あたかも予

算編成期で、ドッジ氏と池田首相との間には、超均衡財政が協議されつつあつた。そこで経済同友会は三月十二日「デイスインフレーション政策につき政府に対する要望」を発表し、ドッジ氏に対して再び呼びかけたのであつた。この要望は「財政金融の形式的健全化を急ぐのあまり、いやしくも生産金融を先走つて圧迫するような過誤を犯さないようにされたい」との線を中心としている点において、前回の意見書と、主張の基礎を同じくするものであつた。

昭和二十四年度予算は、まさにデフレ政策の骨格をなすものであつた。ここでは、一千四百億円の黒字が予定された。新規公債の発行が見合わされたほか、日銀保有の国債を償還することによつて、通貨の収縮が意図された。価格差補給金の漸減方針が打ち出され、また政府機関の収支均衡を図るという方針の一環として、復金債発行による融資の停止措置がとられた。この結果、復金は二十四年度中には百十九億五千万円の回収超過を示すことになつたが、二十三年度中の七百二十五億円の貸出超過と、まったく逆の傾向となつたのである。このようなきびしい財政金融政策が、わが産業界に強い圧迫を加えない道理はない。経済同友会は四月一日「新政策と過渡的金融空白に処する緊急措置の要望」を発表した。「要望」は「こんどの政策は、企業界がこれまでその運営のあるいは目安とし、あるいは資金的動脈の一つとしてきたものを一応御破算する結果となつたが、これにともない直ちに起る緊急課題は、その代りに如何なる目安が与えられ、政策急転回のつなぎを如何にするかなどの善後措置である」とて、政府の方針明示を迫るとともに、窮迫の事情を訴えたものであつた。

このような要望が重ねられたにもかかわらず、ドッジ・ラインは経済界の窮状を無視して強行された。すなわ

ち四月二十日、本予算は国会で成立、二十五日には「一ドル三百六十円の単一レート」が設定された。これによつて経済界は、いよいよ強く合理化を推進することを迫られたのである。かくて四月二十六日、経済同友会は、「非常時金融措置に関する決議」を発表するにいたつた。「決議」は「ここ数週間のうちに効果的な資金打通の措置が講じられないならば、経済界は由々しき破局におそわれ、その復帰には多大の費用と時間との空費を要することとなるであろう」とて、日銀からの別ワク資金の放出、見返資金特別会計に肩替りすることを見越しての市銀からのつなぎ融資の二つの方法による、緊急設備資金の即刻融資、および政府支払のおくれに基ずく未払勘定の処理を要望したのである。六月ごろからは、日銀の信用拡大政策が意識的に展開され、デフレ政策はデイスインフレ政策の実質をそなえるにいたつたが、これには経済同友会のあくなき要望の連発が、大いにあずかつて力があつたとみるべきであろう。

七月二十四日箱根仙石原で、経済同友会第二回全国代表者会議が開かれ「現下の不況緊急対策に関する件」および「安定政策是正に関する決議」が採択された。後者の「決議」は「安定政策の用途は、輸出増大によつて国内のデフレ的影響を相殺する立前であつたが、安定政策運営の不適切、その後における世界景気の反動等のため早くもデフレは深化し、増大すべき輸出は減少して、逆にデフレに拍車する結果となつて、いまやわが経済は正常なる合理化の線を突破して、深刻なるデフレ恐慌に翻弄されつつある実情である」と断じ「歪曲された安定原則を、実態の激変に即応して、再びその本来の目標であるデイスインフレの基盤にのせ、日本経済を崩壊の危機から脱出せしめる」との急務を強調したのであつた。

さきにふれたように、日銀による信用拡大措置によつて財政の超均衡は是正され、デイス・インフレ政策の基
本は貫かれたのであるが、通貨面の緩和にもかかわらず、経済の実際の動きは、決して円滑ではなかつた。この
ことは、昭和二十二年度中の日銀券増発が千三十億円、二十三年度中のそれが九百三十億円と毎年累増してきた
のが、二十四年度にいたつて十二億円の収縮をきたしたということのうちに、端的に現れている。つまり二十四
年度だけを見れば、財政の引揚げ超過は金融で調整されたのであるが、前年度までの膨脹傾向が一挙に遮断され
たということの反動が大きかつたわけなのである。また経済界の動きからみても、それまで「つくれば売れる」
という売手市場が、デフレ政策による先行き悲観から「つくつても売れない」市場の様相となり、滞貨が累積し
ていつたのである。要するに「安定恐慌」が現出したのであつた。このような情勢下にドッジ氏は、二十四年十
月三十日再び来日した。経済同友会は十一月十八日「ドッジ氏に対する要望事項」を発表した。これは、「ポン
ド切り下げと円レートについて」「ドッジ政策について」「金融について」などの五項目にわたつたものである。
とくにポンド切り下げにともなう輸出不振から、国内に円レート切り下げの声が高かつたのを反映して「現状の
ままで円レートを堅持し、そのシフを合理化によつて吸収できるとは考えられない」という立場から「円レート
堅持のための条件」として、邦商の海外旅行および駐在の自由化、邦船の外航自由化、輸出C I F、輸入F O B
取引の自由化、最惠国待遇の復活、輸入の民間自由化など、貿易の障害排除につき大胆に見解を表明したのであ
つた。

ドッジ氏は二十五年度予算の編成についても、補給金の大幅削減などを中心とする緊縮予算を指示し、安定計

画の長期化が明らかとなった。経済界の苦難は容易に去らなかつた。とくに二十五年一月―三月の財政資金揚超期には、窮迫は著しかつた。経済同友会は一月十三日「金融緩和措置を―三月に集中せよ」と要望した。

七、朝鮮動乱ブームの時代

昭和二十五年六月に勃発した朝鮮動乱は、日本経済の基調を一変させた。動乱そのものによる特需の発生のほか、世界的な軍拡体制が積極化するにつれて、世界市場が買手市場から、売り手に有利な市場となつたため、輸出も伸張したのである。それにつれて、生産の増大、企業収益の好転、ひいては、投資活動の活潑化が招来された。また物価水準も上向の傾向に転じた。かくて経済基調は、ドッジ・ライン下のデフレの様相から一変して、景気上昇の局面が現れはじめたのであつた。

こうした情勢に応じて、経済同友会は輸入促進を中心とする要望書を、七月と九月と相次いで発表した。一つは七月十五日の「輸入促進、時局金融措置を要望す」であり、他は九月三日の「重要物資の緊急輸入対策を急げ」である。生産が急激に増大したので、基礎資材の不足を生じ、それが価格の上昇をもたらしつつあつたため、輸入の促進が経済界によつて痛感されていたのである。

前者は、朝鮮動乱後の経済情勢の変転に対応するために「これまでの財政経済政策を大幅に再検討する必要に現実を迫られている」と前提して、緊急を要する金融措置を、つぎのように望んだ。

- 一、余裕外貨資金を活用して、必要物資の輸入を促進すること

- 二、特需に対する所要円資金の調達を円滑化すること
- 三、調達庁その他政府支払につき前払制度を至急復活すること
- 四、時局に基ずく金融繁忙化に鑑み、その緩和策を早急にとること
- 五、日銀金融と財政資金運用とを早急に一元化すること

また後者の「要望」は、前者が金融措置中心であつたのとちがつて、貿易政策の転換を、強く訴えたのであつた。すなわち、国際貿易市場が買手市場から売手市場に転換し、重要物資の輸入が必ずしも樂觀を許さない兆候が現れてきたのに応じて、日本経済の自立に必要な物資の輸入を促進するため「能率的な民間貿易」の実現を要望したのである。その具体的内容は、主要市場における諸出先機関の速かな実現、外貨買付制度の実施、自動承認の拡大、外貨割当の合理化などであつた。

また経済同友会は、こうした純粹に経済的な問題についての要望とは別に、八月九日、「朝鮮事変に対する我等の態度」と題して、きわめて政治的な呼びかけを連合軍総司令部に対して行つた。この見解表明は、さきに四月六日に行われた「対日講和促進を積極的に考慮する」というダレス言明のあと、四月十三日に経済同友会が発表した「講和会議に対する要望」における「多数講和」の意見を受けたものである。すなわち、意見書は、朝鮮事変に関する困連の決議を支持し、かつ多数講和の速かな実現を要望したのち「このような内外諸条件の転換は一般的講和条約の締結に先立ち、わが内政の自立化を断行する好個の機会を与えている」との見地から「この際連合軍総司令部は、相互の善意と信頼とに基ずいて、軍事上の特殊の事項を除き、占領政策の大綱を掌握するに

止め、内政運営の企画、施行、監督は、これを日本政府に委譲する英断に出」ることを懇請したのであった。これは講和体制を前にして、日本経済ならびに政治の自立への欲求を大胆に表明したものであり、経済同友会の積極性と進歩性を如実に示したものとみてよからう。

いわゆる動乱景気の結果、国内経済にはインフレ的傾向が出てきた。二十五年四月六月ごろは三千百億円程度であつた日銀券発行高が、十月には三千四百億円、十二月には四千二百億円となつた。こうした通貨の増発は、国際物価の強調と相まつて、国内物価の高騰を促進した。このような情勢のとき、ドッジ氏は十月七日、三たび来日したのである。彼は、相変らずの慎重な診断をくだした。

「日本は現在、朝鮮動乱のための直接買付けにより予想外の、しかも相当量の外貨獲得の恩恵にあずかつている。この思いがけない幸運は輸出貿易の正常な拡大によつてもたらされたものではない。また日本にとつては歓迎すべき刺戟剤となるものではあるが、同時に異例的、臨時的のものであり、かつ限度のあるものであることを認識せねばならない。また、これらの利得は、浪費したり、日本全体の将来に影響を持つような基本問題に対する最後の回答にはほとんど貢献しないような他の要請のために、費消されるようなことがあつてはならない。はつきりしていることは、現在は、増大しつつある世界物価の危険なインフレと、外国為替問題を緩和するような急激なドル貨の流入に迷わされるときではないということである」

またドッジ氏は「さらに現在は産業改善、能率化、生産力拡充などに対する努力を緩めるべき時期ではなく、むしろこの種の努力を最大限にし、強力な競争力を打ちたてるとともに、日本の政治的独立にとり根本的に必要

な経済自立という終局目標を達成すべき時である」ともいつた。

経済同友会は、ドッジ氏の来日に先立って要望事項を検討していたが、十月七日「経済の現状に対する我々の見解と要望」としてまとめ、ドッジ氏のもとに提出した。ここでは「朝鮮動乱を契機とする新事態そのものは、根本において、わが経済の健全化を飛躍的に促進し、従来の悪性インフレの危険の残滓を完全に払拭する作用をなす性格のものであつて、決して悪性インフレを激成する作用をなすものではない」との前提から「わが財政金融政策の根本眼目は、従来のようなインフレ収束中心の政策から脱けだし、経済自立を急速に達成するよう資金力を最高度に活用することに主力を注ぐにある」と強調されている。そして金融財政政策における当面の要望として、つぎの諸点をあげているのである。

一、わが経済はインフレ収束の完成せる段階に転入しているのであるから、通貨の供給、信用供与において積極的政策をとられない。

二、動乱直後の恩感人気はしずまったから警戒的金融引締め政策は解かれない。

三、見返資金の全量を設備資金、合理化資金として急速に活用されたい。

四、預金部資金は本来民間資金であるから、これを民間に還元されたい。

五、見返資金、預金部資金をもつて糧券を附う措置を全廃し、その資金を長期資金に運用されたい。

六、オーバー・ローン、日銀貸出の増大などの外形を是正するために、行きすぎた抑圧措置をとるべきではない。

この積極的な経済同友会の要望は、実際の施策のうえに、大いに反映した。すなわち財政資金の活用と長期資金の調達面で、顕著な改善をみたのである。ドッジ氏の指示で編成された二十五年度補正予算と二十六年年度予算において、見返資金による私企業投資の拡大、輸出銀行および開発銀行の創設、資金運用部の新設とこれによる金融債の引受けなどの積極的措置がとられたことは、その有力な具体例である。こうして財政は新情勢のもとに、超均衡から均衡へと緩和されたのである。

このような経済同友会の、経済の自立再建に対する積極的な意欲は、二十五年十一月十八日京都で開かれた第三回全国大会でももりあげられ「資本蓄積非常措置の要望」となつて表明された。すなわち「要望」では「インフレ収束第一主義」から「資本蓄積第一主義」へ、政策の重点が移行されねばならぬことを大胆に規定し、「向う三カ年を限り資本蓄積第一主義の非常特別措置を要望する」とうたつたのであつた。そして、その具体的措置としては、民間資本蓄積のための大幅減税、超均衡予算の中止、消費税の復活、増徴、国民貯蓄の確保など、税制上では「大衆的特別積立金制度」の創設と一定限度以上積立に対する免税、企業に対する特別償却、耐用年限短縮、積立金課税の廃止など、その他資本市場育成強化対策などをあげたのである。

朝鮮動乱の進展によつて、米国は経済の準戦時体制への再編成にのり出し、二十五年九月には国防生産法が成立、十二月の非常事態宣言を契機として、この新立法に基づき大統領の統制的権限がつきつきに実施に移され、二十六年一月には物価、賃金の全面的統制が行われることになつた。また国際的な原材料の大規模な備蓄購入が行われたため、国際原料市場の需給不均衡は激しくなつてきた。このような世界的な統制復活の傾向と現実の原

材料不足から、わが国でも二十五年末ころから「統制復活論」が有力に抬頭してきた。しかし民間経済界として統制経済に反発を感じるのは当然のことである。経済同友会は一月十二日「非常対策委員会」の設置を決めたが、これは、統制復活的機運に対抗するためと、いま一つは、当時活発に論議されつつあった講和問題について特別に検討するためであった。この委員会は「講和会議対策委員」と「経済統制対策委員」の二つに分れ、前者には桜田武、後者には永野重雄が委員長となつた。講和対策委の初めての仕事は、経済四団体の共同歩調で、一月二十五日來日のダレス特使に対し「講和後の日米経済の緊密な提携を図るために、日米経済協定を締結したい」と要望したことである。つぎに経済統制委としては、二月一日まず「経済統制に関する緊急声明」を發表、「未熟、無準備な統制」に対する絶対反対を表明し、ついで四月六日「経済統制に対する基本方針」を發表した。ここでは、(一)経済統制を再び実施することは原則としてよくない (二)もし必要があるとしても「調整措置」でやればよい という考え方が打ち出され、その理由として、つぎの諸点があげられた。

一、わが経済は、統制力の及ばぬ海外経済の推移に左右されやすい。また中小企業が多いため規格統一がむずかしい。

二、統制のためには総合的な統一機関が必要であるが、官僚のセクシヨナリズムのため困難である。

三、統制の必要性が薄弱であったり、過去の統制の経験から、統制に協力する機運が起こつていない。

このような経済同友会の反対が功を奏して、統制復活論はかけをひそめ、残存していた統制も解除の方向に向つたのであつた。

八、講和成立と經濟自立

二十六年一月米國務省顧問ダレス氏が講和特使として来日、吉田首相と会談した時、対日講和の基本線は敷かれたのであつた。日米共同防衛の立場から、日本は講和後も米軍の日本駐屯を歓迎する一方、「防衛力の負担」のために、經濟的にも日米が協力しなければならぬという点で、大筋の意見が一致したのである。これは米国がソ連、中共を含む全面講和方針に見切りをつけ、米国を中心とする多数講和を推進することに踏み切つた以上、当然の帰結であつた。ここに日米經濟協力の線が、公的に浮かび出してきたわけである。

このような新情勢が生まれつつあつた二十六年四月十三日、經濟同友会の第五回通常総会が開かれた。これより二日前、マッカーサー総司令官が解任されたので、総会は緊急動議で元帥の歴史的業績に対する感謝決議を行い、ついで講和會議を前にして「連合国の善意に期待する」と題する決議を行つた。この決議では、米國政府の対日講和草案が「公正と友好に満ちたもので、日本國民をして決意を新たにせしめるものである」ことをまず認め、講和の内容について、日本經濟の自立を阻害することのない「信賴の講和」であることを望み、とくに經濟關係では、つぎのような配慮を要望した。

- 一、講和締結後速かにガットに加入できるよう支援されたい。
- 一、日本の工業生産に制限を加えてほしくない。
- 一、フィリッピンの尠大な賠償要求には賛成できない。賠償よりも經濟協力によりたい。

一、在日連合國資産の返還は行うが、日本人の私的外資産も、国際法の原則によつて返還されるよう配慮されたい。

一、南方信託統治地域における漁港の開放、原居住者の帰還について好意ある措置をとられたい。

総会はさらに「日米経済協力に関する決議」を採択した。「決議」はまず「日本と米国ならびに自由諸国との経済協力に関しては、進んでこれに協力し、かつ合理的基礎において負担しうる犠牲は喜んで負担する決意を持つている。とくに東南アジア諸地域の開発および民度向上については、産業的地理的關係からも、十分これに協力しうる用意がある」と、経済協力に対して「一般的賛意を示しつつも、経済協力にあつては、つぎの諸点を「日本経済の最低生命線として確認される」ことを望んでいる。

一、現在の国民生活水準に食ひこむ経済協力は許されない。

一、最低限度の資本蓄積を怠つてはならない。

一、資材、資金の需給関係はつねに一定の均衡を保つことを必要とする。

なお、この総会で、浅尾新甫代表幹事が退いて、藤山愛一郎が留任の工藤昭四郎とともに代表幹事となつた。藤山は二十五年十月末追放解除になつて以来はじめての公職復帰であり、就任にあつて「私たち財界のものはあまりに遠慮がちであり、率直にものを言わなかつたのを痛感するので、これからは私自身も大いにものを言つてみたいと思う」と述べたのは印象的であつた。また、この総会で決定された「活動方針」では、従来とちがつて、「対日講和条約成立後の新しい段階における日本経済の確立」「民主主義国家として国連への経済協力

推進」など、新しい意欲に燃える方針がもられたが、当然のことであろう。

動乱景気は山が高かつたけれども、長くは続かなかつた。米国の戦略物資貯蔵買い付けが停止されたのを契機に、二十六年二月ごろから国際景況は軟化しはじめた。日本経済にとつて、それは輸出価格の反落、輸出契約の不振となつて反映してきた。そこへ、輸入促進の線にそつて一―三月間に高値で買った輸入が四―六月に大量入荷したので、経済界の負担は重かつた。六月末には、いわゆるマリク声明で動乱終結が予告され、前途の好況はもはや期待できなくなつたのである。しかし、物価はブームの調整期にもかかわらず高水準を維持し、基調はインフレ的であつた。わが経済界は、この時期にあつて、日米経済協力による「新特需」や東南ア向けの米国の物資調達に期待したのであつたが、日米経済協力問題を米国政府と協議して五月十日帰任した総司令部経済科学局長マーカット少将は、その期待にまつたく反した声明を行つた。すなわちマーカット声明は「日本は欧州その他とともに米国の緊急調達計画に加入できるが、日本はその品質、価格について国際水準なみに調整させる措置を講ずる必要がある」とて、当面のインフレ抑制対策と長期的経済政策の確立を要求したのである。

このマーカット警告の線にそつて、日銀は財政資金の場超期にもかかわらず、五月十九日融資規制強化の方針を明示し、政府も六月二十三日、インフレ抑圧対策を中心とした新経済政策を発表した。そして、この方針にそつて大蔵省は七月はじめ、不要不急資金抑制を中心とする銀行局長通達を市銀に出し、引締め方針が打ち出された。この情勢を前に、経済同友会は七月四日「経済基盤の変貌に対応する財政金融方針の修正に関する意見」を発表した。これは「現状の物価高は金融財政的インフレ作用に基ずくところは少く、わが経済基盤そのものの変

貌に基ずくコスト高によるもの（例えば補助金撤廃などによる）であつて、インフレ抑制策の対象とすべきものではない」という前提に立つて行き過ぎた金融引締め政策をとらないよう訴えたものであつた。ドッジ・ライン設定以来の経済同友会の一貫した論旨である。

二十六年九月八日サンフランシスコ講和条約は調印された。日本国内の表情は、独立の喜びと防衛および賠償などに対する重圧感とがまじりあつた、複雑なものであつた。そうした空気の中に十一月九日、経済同友会の第四回全国大会は東京で開かれた。この大会では「講和後の重大時局に対処し、新たな決意をもつて生活の刷新を図る」ことをねらいとして「新生活運動」を提唱する決議が行われた。また「総合インフレーション対策の要約」も決議されたが、これはさきに七月発表された財政金融方針についての意見の延長とみるべきもので「財政金融対策のみでインフレ抑制の目的は達せられず、進んで物資面およびコスト面に対する直接の調整をも必要とする」と、総合的性格の対策を要望したものであつた。

新生活運動については、さらに十二月七日の幹事会で、この運動を経団連、日経連、日商との四団体共同のものとして強力に展開してゆくことに意見が一致した。そして二十七年二月一日四団体連名で「新生活運動促進に關する共同声明」が発表された。ここには大要つぎのように記されていた。

「戦争による惨禍は勝敗国のいずれを問わず、道義と風紀の頽廃をもたらすものである。開国以來初めて敗戦の現実と直面した我々日本人は、堅実にして素朴な国民性を忘れ、腐敗と墮落があらゆる面で首をもたげ、無秩序と不相応な無駄づかいが無意識のうちにつづけられてきた。

講和の成立を機に再び民族の自主独立の日は迫つた。我々はいまこそ誠の日本人に立ち帰り、企業経営者としての倫理的責任感に徹し、自らの企業の内外にわたつてその周辺を仔細に反省し、その在り方について検討を加え、清廉簡素な生活秩序の確立に努めねばならぬ」

そして「会社の接待費の節減」「宴会の簡素化」「時間の励行」「無駄の排除」など、さきに経済同友会全国大会で決められた「実践十項目」が、ここで四団体の名で再び確認されたのであつた。

対日講和条約は二十七年四月二十八日発効したが、その講和発効を前に、独立への体制整備が着々と進められた。一月二十六日ラスク米特使が来日、安保条約に基づく日米行政協定が交渉され、二月二十八日調印された。

一月三十一日吉田首相は「予備隊」を「防衛隊」にきりかえる旨を言明、二月十九日には「海上警備隊」要綱が発表された。三月二十二日総司令部は政府に対し、二十七年中に予備隊を十八万人に増加するよう要請し、四月六日には、そのために安全保障費五百六十億円を充当するよう要求した。このような防衛力増強の線にそつて、三月八日総司令部は政府に対し兵器製造許可を指令、三十一日には賠償指定旧軍工廠の転活用を許可した。日本を極東の兵器廠にするという米國極東政策の布石は、こうして打たれていつたのである。

賠償交渉は二十六年暮から二十七年春にかけて、インドネシアとフィリピンの両國を相手に予備的にはじめられていた。

昭和二十七年年度予算は一般会計歳入出九千三百二十五億円であつたが、そのうち防衛支出金六百五十億円など防衛関係費が総計二千億円、予算額の二一%を占め、独立による負担の増大が感じられた。労働情勢も講和発効

を前に險悪となり、三月二十七日政府が、独立後の治安維持のため、特別立法である破壊活動防止法案要綱を發表したのを契機として、労組運動は政治闘争にはしつていった。すなわち、この年の春闘は、「破防法、労働三法改悪反対」闘争に発展し、四月には四百万の労働者が参加して、十二日第一波、十八日第二波のストを行った。かくて四月二十八日講和発効から三日後の五月一日、皇居前広場で「血のメーデー事件」が起つたのであった。

まことに目まぐるしい独立の足どりであつたわけである。経済情勢もよくなかつた。二十六年春からの動乱景気調整のあとをうけて、年末から二十七年春にかけて、世界的な軍拡の引き延ばし、米国景気の停滞、ドル不足に基づき各国の輸入制限強化など世界景気の後退の影響で、わが国の輸出も不振となつた。一方動乱ブームによる蓄積は設備拡張に投下されていたので、需給のアンバランスを生じ、鉄鋼、繊維を中心に物価は落潮に転じ、不況の様相は濃くなり、商社の整理倒産が続出したのである。

経済同友会の第六回通常総会は、このような複雑多端な情勢のもと、四月九日開かれた。代表幹事は藤山、工藤から山際正道、東海林武雄に引きつがれた。工藤昭四郎に対しては、四期にわたつて代表幹事を勤めた功績により、総会の名で感謝状が贈られた。山際代表幹事は「国民待望の講和を迎えることは喜びにたえない。しかし民族の独立と自由の回復は同時にこれにふさわしい責任と負担をとものうことは当然である。ところが静かに戦後の経過をふりかえつてみて、私どもは果して敗戦の教えるところを汲みとつたのだろうか。私は独立回復の第一歩は、厳粛な自己反省と民族の将来に対する深い思索から出発するべきだと思ふ」と述べ、さらに経済同友会

が、その創立の精神に立ちかえつて、決意新たにその使命の達成に邁進することを誓つたのであつた。独立を目前にひかえての総会にふさわしく、その中心議題は「講和後における経済基本計画樹立の提唱」であつた。この決議は、まず講和後における経済自立の必要を強調し、そのためには「特需等の臨時的収入によつて国際収支の均衡を維持しうるここ数年の間に、これを有効に活用して、わが経済の質的内容充実を図り、もつて経済の自立と安定を実現すべきである」との立場から、長期の総合的経済計画をたてることを提唱したのである。そして、「決議」は、計画樹立の重点として、(一)重化学および機械工業に重点をおきながら、産業構造の是正を図る (二)産業の合理化と高度化に資本蓄積の重点をおく (三)国内資源の開発、とくに国内食糧および衣料用原料の自給度の向上を図る の三点をとりあげ、さらにこのような前提に立つて、五年後にあるべき産業の見取図を想定し、それへの対策を具体的に述べ、実施を要望したのである。

経済同友会は九月五日「総選挙に際してのわれらの要望」を発表、十月一日独立後はじめての総選挙を前に、政党内望んだのであつた。当時の政情は、保守、革新の対立のほか保守党内部の派閥抗争によつて、きわめて不安定であつた。すなわち二十七年春から夏にかけての第十三国会における破防法案、労働三法改正法案審議は、院外における労組の波状デモと相まつて、保守、革新両党の相克を激しくしたほか、保守党内部にあつても、自由、改進黨の両党、さらに自由党では吉田、鳩山両派の反目が目立つていた。しかも八月二十六日には吉田首相が憲法第七条による抜き打ち解散を強行するなど、政局はますます混乱したのであつた。こうした政情下での総選挙であつたので、経済同友会はこの「要望」によつて「今後一、二年間のわが国は政治的にも経済的に

も国運を決すべき異常の危機に直面せんとしている」と警告し、この重大時期における総選挙では「従来のような低調な逐鹿意識」を棄て、政策をもつて闘うことを望んだのである。

総選挙の結果、自由党がようやく過半数をとつたものの社会党の躍進の方が印象的であつた。しかも、保守党内部のもつれは、後継首班問題を難航させ、政治の空白を予想させた。ここにおいて十月四日、経済四団体は緊急合同会議を開き、「政局安定に関する緊急要望決議」を發表、同時に吉田首相、鳩山一郎氏らに手交し考慮を促した。すなわち「独立後、日なお浅く諸情勢が容易ならぬとき、万一安定政権の成立が困難となるような事態に陥れば、それは経済界のみならず国民多数の期待に反することとなり、将来政党政治に対する不信と失望を招くこととなる。この際小異をすてて大同につき、安定政権の確立に努められたい」と要望したのである。

経済同友会第五回全国大会は十一月一日兵庫県宝塚で開かれ、「資本蓄積促進対策」「貿易振興対策」のほか「新内閣に要望する」の決議が行われた。「新内閣に要望する」では、つぎの諸対策の実施が要望された。

- 一、自立経済を速かに確立するため、財政経済を通じて政治の基調を「節約による蓄積」におき、国力を超える消費を抑制する。
- 二、財政の基調を均衡財政におくとともに、棚ざらしの行政整理を強力に断行し、冗費を徹底的に節約する。
- 三、不急ならびに過剰投資を防止するため資金規制の強化および設備制限方式を採用する。
- 四、合理化にともなう失業人口に対しては、総合計画の線にそい、公共的事業等による生産的雇用対策を講ずる。

五、防衛生産に対する基本方針を明らかにし、自衛力増強と国民経済との長期的均衡をはかる。

六、重要産業につき長期の経済自立計画をたて、その目標に向つて経済の総合的調整をはかる。

七、前項の目的を達成するため、官民による少数の強力な企画機関を新設し、政党はこれに対して超党派的に協力する。

この「要望」の背景をなす二十七年の経済は、前年のあとをうけて動乱ブームの沈静期であつた。生産は落ち輸出も減り、諸指標が全面的に伸び悩んだのである。物価は大体において横ばいであつたが、それはブームにおくれて伸びてきた消費購買力の活潑化と滞資金融の支えによるものであつた。しかも、この状態を脱するためには、朝鮮動乱ブームによつておきざりにされた合理化を、ここで一段と進め、コストの低下によつて輸出競争力をつけることが肝要であり、そのためには消費を抑制して、蓄積を合理化投資に向けることが不可欠だとされたのである。つまりこの「要望」は消費の抑制、蓄積の増進を主眼としていたのである。山際代表幹事はこの提案にあつて「経済のますます弱体化していく実情を坐視するにしのびないから、この際我々は考えを、歯に衣せずによ望すべきである」と発言したのであつた。

九、「経営者」の反省と自覚

——政治、経済の難局に積極活動——

政局の混迷、経済情勢の不安定、そして労働運動の尖鋭化と、昭和二十八年の国内情勢はきわめて悲観的であ

つた。四月八日開かれた経済同友会第七回通常総会は、当然のこととして、この難局の打開に「活動方針」の重点をおき、つぎのような新しい目標をおりこんだ。

- 一、政局の不安定、政策の貧困に鑑み、経済人が自ら確固たる経済政策を樹立し、強力にこれを政府の施策に反映させる必要がある。本会は従来より一層政策の立案に努力し、日本経済自立の促進に寄与したい。
- 二、他方独立後におけるわが国経済の強化を図るために、新たな視野に立つて国際関係の改善を図る。
- 三、国民経済の均衡的發展を図るためには自由放任主義を排し、経済に計画性を付与しなくてはならない。
- 四、困難なるわが国経済の現状に鑑み、労使の階級的対立は極力これを防止しなければならない。労使関係の改善に努力する。

その他「科学的な企業経営の助長」や「経済道義の高揚」「同志的結合の強化」などとともに七目標が設定されたのである。

この総会の決定により、経済同友会は「社団法人」に組織変更することとなり、九月二十四日法人登記を完了した。また「科学的な企業経営の助長」の一環として「経営大学」を開講することとなり、その第一期講座は四月十日から同友クラブと市政会館で開かれた。

第七回通常総会における唯一の対外的な意思表示は「選挙後における政局に望む」であった。これよりさき経済四団体は一月三十日、「政局安定に関する要望」を発表、再開国会の円滑な運営を要望したのであるが、再軍備論争や警察法改正をめぐる論議で審議は進まず、ついに三月十四日解散となり、二十八年度予算案も流産する

にいたつた。かくて四月十九日第二十六回総選挙が行われることになつたので、経済同友会総会は前記の要望を決議したのであつた。「決議」は「選挙の結果、小党分立となり、政治の弱体化、重要政策の実現不能、政変、解散を繰返すようなことにならんか、わが経済の自立はほとんど絶望というも過言ではあるまい」と政局の安定をまず望み、ついで政策にふれ「選挙後の各政党は、政策に忠実である限り、内政外交を通じて少くとも基本政策においては、政策協定ないしは妥協が成立しうる」としている。さらに「決議」は経営者自らにも反省を加え「日本の経済を信託せられたものとしての高い立場から、生産コストの引き下げ、経営一般の合理化、労使関係の調整等の基本問題について、自主的にこれを解決する」との申し合わせをおりこんでいるのである。政府、政党には注文をつけるが、自らも経営者としての自覚に立つて反省するところに同友会らしい行き方があるのであり、それがこの難局に直面して一層明確に打ち出されてきたのであつた。

総選挙の結果は、保守党が過半を制したとはいへ、社会党の進出が著しかつた。こうした革新政党の進出につけても、財界として痛感されるのは保守党の不安定であつた。経済四団体が、四月二十一日再び「安定政権に望む」の声明を発表したのは、そのためであつた。総選挙後の特別国会は五月十八日開かれ、二十一日第五次吉田内閣が成立した。組閣の前日、吉田自由、重光改進黨両党總裁の会談が行われ、提携が約されたのである。

二十八年の経済は、鉱工業生産と国民所得の増加率は顕著であつたが、物価の上昇、輸入の増大、在庫の増加という不安定要因をはらんでおり、とくに下期においては国際収支の不均衡がはつきりと現れてきた。経済白書は、この年の経済を「見せかけの繁栄」と称した。そして、このような不健全な「繁栄」がもたらされたのには

二十七年年度補正予算および二十八年年度予算における積極財政が大いに推進力となつたことを否めなかつた。経済同友会が十月十六日「本年度補正予算および明年度予算編成に対する要望」を発表したのは、まさにこの点を重視したからであつた。「要望」は、「国力以上の過剰消費のため、日本経済はいまや未曾有の危機に際会している」とて、物価の上昇、輸出の衰退の实情を指摘し、国内消費の節約を強調するとともに二十八年年度補正予算および二十九年年度予算の編成に、つぎのように要望した。

- 一、インフレ防止、為替レート堅持の立場から、政府の事業の拡張方針を排すること。
- 二、今明年度一般会計予算を、補正予算を含めて一兆円以内に圧縮すること。
- 三、一般会計においては公債は発行せず、補助金、補給金等は削減または不増加の方針をとること。
- 四、予算をとものう議員提出立法等は厳に反省自粛すること。
- 五、地方財政を徹底的に緊縮すること。

そして「要望」はここでも、最後に経営者としての反省を忘れず「財界においても合理化等による健全経営に邁進し、不急不要の支出を排除し、新規設備拡充等の経費を極力抑え、安定経済の確立に努力すると同時に、国民各層も耐久生活に徹底しなければならぬ」としているのである。

このような「経営者」の反省と自覚は、第六回全国大会における「われらの覚悟」の決議となつて現れたのであつた。すなわち大会は十一月十七日東京で開かれ、「再び企業の資本蓄積促進対策を提唱する」の決議を採択したのち「われらの覚悟」が決議されたのである。「決議」はまず経営者の責任について、こう述べている。

「我々は、わが国経済の一翼を担う経済人の立場から、この難局の克服に自らの役割を果たすべき責務がある。今にしてこの重大な決意を怠り、漫然と良き日の再来を待つのみで日を暮らすならば、わが国は恐るべき社会不安と生活水準の低落を避けえないであろう。殊に政治の現状は周知の如く低調であり、ために国民一般の士気が地に落ちて独立再建の気宇に乏しい現状を顧みる時、我々こそ決意を新たに立ち上るべきであること痛感する。それには徒らに他に對して注文をつけ、批評を試みる前に、我々自身がまず何をなすべきかを、内省することが必要である。その結果逐次建設的、具体的方策を樹立するとともに、直ちに身を以てこれを行に移し、名実ともに具わる日本経済の自立に資する用意があることを、改めて誓うものである」

- (イ) 科学技術の推進
- (ロ) 金融膨脹の是正
- (ハ) 資本構成の正常化
- (ニ) 社用的濫費の徹底的排除
- (ヒ) 経済自主性の強化
- (ヘ) 経営合理化の徹底
- (ホ) 対労働観念の刷新
- (ト) 賃金水準に対する信念の確立

(H) 失業対策の確立に対する主導性

なお、こうした自己反省の空気の中で、十二月十一日経済四団体ならびに日本工業倶楽部の五団体が一体となつて「新生活運動の会」を結成、運動を推進することとなつた。

財界こそつての健全財政要望にこたえ、小笠原蔵相は「一兆円予算」を固守する決意を示し、予算編成方針も「緊縮予算」と銘打たれた。また金融面からのインフレ抑制策は、すでに二十八年九月ごろから日銀によつて打ち出されていた。この金融引締め政策は、日銀窓口規制の強化、放漫な滞貨融資の抑制、輸入金融の引締めなどの線にそうものであつた。こうして経済界には不況の風が冷く吹きわたることとなつたのである。

財界が自ら望んだ景気行き過ぎ是正策ではあつたが、実際に施策が進められてくると、金融独走の感じが強く合理化のための産業面、労働面の対策の立ちおくれが目立ち、ここに総合政策の確立を望む声が高まつてきたのである。あたかも二十九年四月九日開かれた通常総会では、「速かに総合経済政策を確立せよ」の要望を決議した。「決議」は「政府のインフレ抑圧政策は専ら金融の量的引締めにかたより、他にみるべき対策を示していない」という立場から、「総合施策の骨格」をあげた。すなわち、まず「総合計画および財政経済政策」として、つぎの措置を望んでいるのである。

(一) 内閣に簡素強力な「経済計画審議会」を設け、一定期間にインフレを抑制する計画の大本および年次計画をたてる。

(二) 財政（とくに地方財政）を圧縮する長期計画をたて、余剰金は社会政策、資本蓄積、輸出振興などにふり

むける。

- (三) この期間中、定期昇給のほか公務員のベースアップは行わない。
- (四) 租税体系を資本蓄積、輸出振興、消費抑制の目的に合うよう改革する。
- (五) 鉄道運賃、郵便料金、煙草などを計画的に引き下げる。
- (六) 不急不要の設備投資、建築などを法的に禁止または制限する。
- (七) デフレ政策にともなう企業の整備再編成を円滑にするため独禁法の改正を行う。

さらに「決議」は「一般消費の節約」についても「米価および名目賃金の引き上げ抑制」その他具体策を示している。また、この「決議」において「政治の肅正強化」がとりあげられ「デフレ政策の実施は難事業であり、そのために財界もこれに協力する耐乏自粛の覚悟をもたねばならぬが、とくに要望されるのは政治力の強化である」と強調したのは、当時の政情からみて適切な指摘であったといえよう。

十、議会政治の擁護へ

金融独走によるデフレ不況の深化、汚職問題の発展、六月衆議院における乱闘事件、それに保守新党問題をめぐる派閥闘争のもつれ——二十九年夏から暮にかけて、政治、経済の両面にわたって国内情勢は行きづまり、吉田内閣に対する不信任は、一般国民はもとより財界にも、いよいよ強まっていた。

経済四団体は、こうした政情を憂え、国会乱闘事件のあと六月八日、これを糾明する共同声明を発表したが、さらに秋の各団体総会は「保守安定政権を望む」という線の決議を行い、また財界首脳は個人的にも政党要路の説得に努めるという空気であつた。こういつた一般的機運を背景に、経済同友会の第七回全国大会は十月二十日神戸で開かれ「速かに保守合同を実現せよ」の決議を行つた。「決議」では「経済界は昨年以來のデフレ政策に協力してきたが、いまや金融引締めだけでなく総合政策を推進する必要がある、それにはまず強い政治力がともなわねばならない」という考え方から、保守合同の促進が主張されたのであつた。

一方政界の動きは、財界の保守大合同の要望をよそに、十一月二十四日改進黨、日本自由党および自由党新党準備会の三派合同で日本民主党が結成され、十二月六日第二十臨時国会で野党三派（民主、兩社）から吉田内閣に対する不信任決議案が提出された。吉田首相は「解散を辞せず」の態度で押し通そうとしたが、自由党不信の真只中で総選挙をやつても勝算なしとみた緒方副総理らの動きによつて、吉田内閣はついに総辞職、十二月十日「休会明け早々解散する」との条件で、選挙管理内閣である第一次鳩山内閣が成立した。三十年一月二十四日衆議院は解散され、二月二十七日総選挙が行われた。その結果、自由党は凋落、民主党は第一党に立つたが二百名足らず、革新勢力は議席の三分の一を超え、財界の望む憲法改正の発議を阻止できる勢力となつてしまつた。ここにおいて、財界は「経済再建懇談会」を結成し、保守兩党を積極的に支援するとともに、その合同の実現を推進することになつたのである。

第二次鳩山内閣は三月十九日成立したが、第二十二特別国会草々、衆議院の正副議長問題で自由党は社会党と

共同歩調で民主党と対立するなど、保守提携の空気はみられなかった。また経済情勢は、二十九年秋ごろからのデフレ手直しによつて小康を得たが、総合政策を欠いたため、むしろインフレの再燃が心配されるような不健全な状態になつていた。このような不安定な政治経済情勢下に、経済同友会第十九回全国委員会は三月二十三日大阪で開かれ「新内閣に要望する」の決議を採択、経済政策面では「通貨価値の安定を図つて経済活動の基盤を固め、インフレ傾向の誘発を防ぐ」ことを要望するとともに、政治問題では「保守両党間の超党派的な協力」の必要を強調したのであつた。

こうした経済同友会の政治のあり方に対する強い批判と、その是正に対する一貫した熱意は、四月八日開かれた三十年度通常総会でも堅持された。そのことは「活動方針」において、つぎのように記されていることでもわかる。

「最近の政情の特質は、政局の不安定に加えて国際的影響により階級対立激化への動向が窺われる点にある。極言すれば二つの世界が生まれる危険をはらんでいることで、我々はこの情勢に深く想いをいたす必要を感じる。万が一にも国内分裂という不幸事態を招来したならば、わが政治、経済、社会は未曾有の混乱に陥り、つひには経済自立の望を失うのみならず、今日まで営々として再建した経済力をも破壊に導くことがないとは保し難いのである。ここにおいて我々は国民経済の組織者として、またその運営者としての責任を自覚し、英智と勇気をもつて、国内分裂の悲劇を未然に防ぐとともに、国民経済を守りぬく決意を新たにすべきである」また、この総会では「オーバー・ボロウイング解消策」も決議され、資本蓄積促進の必要が強調された。これ

は日本経済の不健全さと矛盾の根幹にふれる問題であり、経済同友会は、この線における決議を再三行つてきたことは既述の通りである。なお新しい代表幹事には岸道三と工藤昭四郎が就任した。

五月十二日福岡で開かれた第二十回全国委員会で、「議会政治擁護」の問題が、三十年度における全国組織のテーマとして正式にとりあげられたのであつた。そして十一月の全国大会までに検討することになつたのである。九月十九日京都における第二十二回全国委員会では、問題の所在と対策の方向がかなりしぼられ「議会政治擁護のため、政党の脱皮、現実化を促進する」「この目的のために経営者も企業の公益化について努力する」そして「議会政治擁護のため、経営者社会はもとより国民各層の世論喚起を図る」の線が確認されたのである。

三十年秋、政治経済の情勢は明らかに好転しつゝあつた。まず経済面では特需なき国際収支の均衡は達成されつゝあつたし、インフレなき拡大が進みつゝあつた。それは世界と日本との景気変動のズレによる幸運な輸出の伸びにもとづくものともみられたが、とにかく喜ぶべき傾向であつた。また政治面においても、十月十三日の「日本社会党結党大会」で左右両社の合同が実現したし、保守両党にあつても合同への歩みが進みつゝあつた。経済同友会の第八回全国大会は、このような情勢のもとに十一月十日東京で開かれた。そして「議会政治擁護に関する決議」と「議会政治擁護のための経済同友会全国組織における活動方針」が採択されたのである。当時の政治経済の諸情勢は必ずしも最悪の事態にはなかつたし、むしろ好転しつゝあつたのであるが、まだ安心できるほどの健全性と安定性を確認するまでにはいたつていなかつたし、また何よりも経済同友会の望むところは、表面的、一時的の健全性、安定性ではなく、日本の政治経済の底深くひそんでいる弱さと不安定さの是正にあつた

からにはかならない。つまり「議会政治の擁護」の決議と、その線にそう全国組織の活動方針は、経済同友会がいつまでも守りぬき、貫いていかねばならない理念であり、軌道であるからなのである。

このような大局的な立場から、この大会で「二大政党時代」のあり方に深い関心が示された。すなわち革新政党の統一が成り、保守合同また目前に迫っていたが、その二大政党の併立のあり方について、経済同友会は力強く見解を表明したのであつた。まず岸道三代表幹事は開会のあいさつで、こう述べた。

「二大政党時代の実現だけで、政治の安定の目的が達せられるわけではない。それどころか、もしその対立する両政党が、主義、政策において余りにもかれ離れる時は、結果は却つて議会政治の健全な発達を害するばかりか、独裁政治の抬頭を招く恐れなしとしない。そして日本の政党はこの危険を隠し持つているところが今日の問題がある。この危険を救う道は一方において、保守党が時代の趨勢に敏感になつて、どしどし進歩的、革新的要素を政策面にとりいれ、他方社会党はもつと大地に足のついた現実的政策を練るとともに、容共的分子の清算に勇敢になることだと思ふ。かくして両陣営が右と左とから歩み寄ることが肝要なのであつて、二大政党の実現には先ず何よりもこの条件が充たされることが、絶対必要である」

また、つねに自らを反省してきた経済同友会は、ここでも政党に呼びかける主体としての「経営者」のあり方について、深く自省したのである。すなわち中山素平はこう述べた。

「いまや時代は新しい経営理念、新しい労働運動の方向というものを要求していると思ふ。従つて労働者の側にも行き過ぎないしは非現実性を反省してもらわねばならぬが、経営者の立場においても、従来我々の努力の

対象が何であつたか、本当に新しい時代の経営者としてなすべきことを、つくしてきたかどうかの反省をなすべきだと思ふ。議会政治擁護の要求をするためには、我々はそれだけの資格を備えておかねばならぬと思ふ。さらに中山は「新しい経営理念」とは「社会的責任」であり、その社会的責任とは「株主に対する責任、従業員に対する責任、公衆に対する責任」である点を強調し、経営者の反省と自覚を訴えたのであつた。また桜田武も「経営者精神の根本は、我々経営者がその事業を真に公器としてこれを預かるの理念に徹することである」として、「企業の公器性」を強調したのである。

こうした空気のもりあがりのうちに採択された「議会政治擁護に関する決議」は、岸代表幹事の発言の趣旨を、さらに具体的に展開したものであり、また「全国組織における活動方針」は、この議会政治擁護の決議を實際に活かしていくための全国組織の活動方向を検討し、設定したもので、「経営者の経営に対する方策」と「経営者の政治に対する方策」の二つに大別された。前者は経営者の反省と自覚に関連し、後者は政治への働きかけにつながるものである。そして、これにもとずいて設けられた「経営方策特別委員会」は井上英熙が委員長として研究を主導することとなり、また「政治方策」については従来「政策委員会」（委員長東海林武雄）がこれにあたることになつた。

かくて「議会政治擁護」は、経済同友会十年の歩みの一つの大きな到達点であるとともに、つぎの時代への出発点ともなつたのである。